

1. 療育手帳について

(1) 障がいの程度はひとりひとりちがいます

療育手帳には

軽度「B2」(ピーツー)
 中度「B1」(ピーワン)
 重度「A」(エー)

の3つがあります

療育手帳の等級<程度>によって利用できる制度に違いがあります。

療育手帳	
第123456号	令和4年5月1日交付
3 cm	
4 cm	
<small>航空割引 本人 大阪市</small>	
氏名	大阪 一郎
平成14年 4月10日生	
大阪市 印	

-1-

本人	
現住所	
〒530-8201	(性別: 男)
大阪市北区中之島1丁目3番20号	
現住所 〒	-

-2-

保護者			
氏名	続柄	電話	
大阪 太郎	父		
大阪市北区中之島1丁目1番1号			
住所			
所			

-3-

判定の記録		
障がいの程度 (総合判定)	身体障がい	
B ₂	判定年月日	令和4年 5月1日
	次の判定年月	令和9年 4月
	判定機関	大阪市立心身障がい者 リハビリテーションセンター
	(身体障がい 級)	
判定年月日	年 月 日	
次の判定年月	年 月	
判定機関		

-4-

(2) 療育手帳の取得（または更新）手続きの流れ

区役所の保健福祉課で療育手帳の申し込みをします。
面接を受けます。



心身障がい者リハビリテーションセンター
相談課（“はーとふる”ぷらざ）で面接と判定をします。



いま
今ここ

※ 更新の人は“はーとふる”ぷらざの面接と判定がないこともあります。



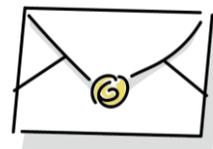
区役所からおしらせのお手紙がとどきます。



区役所の保健福祉課で療育手帳を受け取ります。

◆ おしらせがうちに届くまで判定してから
1か月くらいかかります。

◆ 療育手帳には自分の顔写真を貼ります。
まだ区役所の人に写真を渡していない人は
療育手帳を受け取る時に渡してください。



◆ 18歳までの人はこども相談センターで判定します。
くわしくは区役所の保健福祉課で聞いてください。

(3) こんなときは く やくしよ 区役所の ほけんふくしか 保健福祉課に い 行って ください

さいはんてい こうしん もう
再判定 (更新) の 申しこみ

てちょう 手帳には つぎ 次に はんてい 判定を う 受ける とし 年と つき 月が き 決められています。
こうしん 更新の もう 申しこみをして ください。

りょういくてちょう か か
療育手帳に 書いてあることが 変わったとき

じゅうしよ 住所や なまえ 名前 ほごしや 保護者などが か 変わったときは とど 届け出で で ください。

な やぶ
無くしたり 破れてしまったり したとき

な 無くしたときや やぶ 破れて つか 使えなくなったときには
あたら 新しい てちょう 手帳を つく 作るので とど 届け出で で ください。

いらなくなったとき

いらなくなったときには てちょう 手帳を かえ 返して ください。